5　法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

［一～十四の二　略］

十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

［十五～三十九　略］

［6～13　略］

（役員の説明義務）

第十二条の三　法第五条の五又は第五条の六において準用する会社法第三百十四条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　当該組合員又は会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合

ロ　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二　組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三　組合員又は会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

四　前三号に掲げる場合のほか、組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十七条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～三　略］

四　法第十二条第一項第九号

五　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第十三条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
5　［同上］	5　法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。
［一～十四の二　同上］	［一～十四の二　略］
十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務	十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務
［十五～三十九　同上］	［十五～三十九　略］
［6～13　同上］	［6～13　略］
［条を加える。］	（役員の説明義務）
	第十二条の三　法第五条の五又は第五条の六において準用する会社法第三百十四条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
	一　組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）
	イ　当該組合員又は会員が総会の日より相当の期間前に当該事項を信用協同組合等に対して通知した場合
	ロ　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
	二　組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をすることにより信用協同組合等その他の者（当該組合員又は会員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
	三　組合員又は会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
	四　前三号に掲げる場合のほか、組合員又は会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第十七条　［同上］	**第十七条**　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第五条の七第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
［一～三　同上］	［一～三　略］
四　法第十二条第一項第八号	四　法第十二条第一項第九号
五　［同上］	五　［略］
2　［同上］	2　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
（取得勧誘類似行為）	（取得勧誘類似行為）
第九条　［同上］	**第九条**　法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　株券　当該株券の発行者が会社法第百九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘	一　株券　当該株券の発行者が会社法第百九十九条第一項又は第七百七十四条の二の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘
［二～六　同上］	［二～六　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。